

QRコード付き交付申請書が届きます



カードの取得はお早めに

7/9月に順次送付されます

マイナンバーカードをまだお持ちでない人を対象に、QRコード付きのマイナンバーカード交付申請書が送付されています。申請書は、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が、7月下旬から9月上旬にかけて順次送付します。

今回送付される交付申請書のQRコードをスマートフォンなどで読み取り、「メールアドレス」「氏名」「顔写真データ」「生年月日」を登録することで、ご自宅からでもマイナンバーカードを申請することが出来ます。

この機会にぜひ申請をお願いいたします。

▼送付対象者  
マイナンバーカードを申請して

いない人  
※75歳以上の人で、すでにマイナンバーカード交付申請書が送付されている人や令和4年1月1日以降に出生した人などは対象外です。



▲この封筒が届きます

▼申請方法

郵送で申請する場合、申請書に必要事項を記入して同封の返信用封筒で郵送してください。また、町住民生活課では、職員が顔写真の撮影などの申請サポートを行っています。交付申請書と公的な身分証（運転免許証や健康保険証など）を準備して窓口までお越しください。

申請において、金融機関の口座番号や暗証番号の登録を求めるところは一切ありません。また、申請は無料です。不審な勧誘にはお気を付けてください。

医療費が高額になる場合は  
限度額認定証のご利用を

国民健康保険には、医療機関などの窓口での支払いが高額となった場合、後から町へ申請することによって自己負担限度額を超えた額が払い戻される「高額療養費制度」があります。

基準総所得額210万円超、600万円以下の70歳未満の人が30万円の医療費を負担する場合、自己負担限度額は約8万円です。申請後に一部払い戻されるとはいえ、高額な支払いは大きな負担になります。

医療費が高額になるときは、「限度額適用認定証」を利用することで医療機関などの窓口での支払いを限度額まで抑えることが出来ます。

「限度額適用認定証」を利用することで医療機関などの窓口での支払いを限度額まで抑えることが出来ます。

限度額認定証で医療費の  
支払いを軽減



詳しくは町住民生活課へご相談ください

きます。高額な支払いが発生するたびに町へ申請する必要もありません。国保被保険者で「限度額認定証」の交付を希望する人は、町住民生活課にお尋ねください。

自己負担限度額は、住民税の課税状況や所得などによって異なります。世帯内の国保被保険者の資格異動（転入・脱退）があつた場合にも、自己負担限度額が変更になることがあります。

また、国民健康保険税を滞納していると「限度額認定証」を交付できない場合がありますのでご注意ください。

▼申請に必要なもの

国民健康被保険者証、マイナンバー（個人番号）が分かるもの

■限度額認定証の更新は8月1日（月）から受付

皆さんがご利用中の「限度額認定証」の有効期限は7月31日（日）です。8月以降は令和4年度の住民税課税状況などより改めて区分判定します。

新しい認定証交付申請は8月1日（月）から受け付けています。町住民生活課窓口までお越しください。

町住民生活課 ☎096-234-1113（内線104）

町住民生活課 ☎096-234-1113（内線106）

国民健康保険

国民健康保険被保険者証の更新はお済みですか



詳しくは町住民生活課へお尋ねください

国民健康保険被保険者証の更新はお早めに

甲佐町国民健康保険被保険者の令和3年度被保険者証（水色）の有効期限は、令和4年7月31日（日）です。

国民健康保険に加入している人でまだ令和4年度被保険者証（うぐいす色）がお手元のない人は、簡易書留と書かれている黄色い封筒が届いていないか確認し、町住民生活課保険係へお尋ねください。※窓口での被保険者証の受け取りを希望する人は、古い被保険者証（世帯に国民健康保険被保険者が複数いる場合は、全員の被保険者証）と印かん、運転免許証やマイナンバーカードなど本人確認ができるものをお持ちください。

なお、国民健康保険税の納付が遅れている世帯で、別途通知のある人は、納付相談後の更新となります。

「医療費のお知らせ」について

町から年数回に分けて送付している「医療費のお知らせ」は、医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として使用することができます。令和3年度の「医療費のお知らせ」の送付時期は次のとおりです。

- ・令和4年1月～3月診療分（令和4年8月送付）
  - ・令和4年4月～6月診療分（令和4年11月送付）
  - ・令和4年7月～10月診療分（令和5年2月送付）
  - ・令和4年11月～12月診療分（令和5年5月送付）
- ※11月～12月診療分は、令和5年5月に行政区配達でお送りします。令和5年2月からの確定申告には、当該月分の領収証が必要になります。
- ※再発行はできませんので、大切に保管してください。
- ▼お問い合わせ先  
町住民生活課  
096-234-1113

町住民生活課 ☎096-234-1113（内線106）

国民年金

納付済期間が満たない場合に任意加入で受取額を増やせます

老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）は、20歳から60歳までの40年間、国民年金保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

保険料の納め忘れなどにより納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることにより、受取額を満額に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金の受給資格期間は、保険料の納付済期間や免除期間などが原則として10年以上必要となりますが、この要件を満たしていない65歳以上70歳未満の人も任意加入できます。

（厚生年金保険、共済組合等加入者を除く）

ただし、申出のあった月からの加入となり、遡ることはできません。また、保険料の納付方法は原則として口座振替となります。

海外在住の場合も加入できます

海外に在住する日本国籍を持つ人も、国民年金に任意加入することができます。保険料の納付方法は、国内の親族などが加入者本人の代わりに納める方法と、日本国内に開設している預金口座から引き落とす方法があります。

▼対象者

- ・受給年金が満額に達していない増額を希望する65歳未満の人
- ・受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の人
- ・外国に居住する20歳以上65歳未満の日本人

▼申請方法

年金手帳または基礎年金番号が分かるもの、通帳、金融機関への届出印を準備の上、町住民生活課または熊本東年金事務所にお申し出ください。

▼お問い合わせ先

熊本東年金事務所  
096-367-8144

ご存じですか？  
国民年金保険の任意加入制度



詳しくは町住民生活課へお尋ねください

町住民生活課 ☎096-234-1113（内線104）